

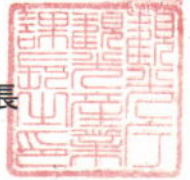


観 観 産 第 4 9 5 号

平成 2 5 年 2 月 2 7 日

各都道府県知事 殿

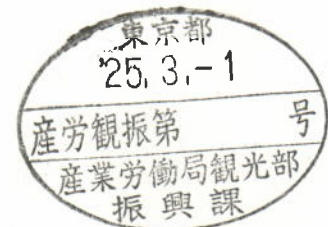
観光庁観光産業課長



ツアー登山の安全確保について

ツアー登山の安全確保については、「旅行会社が行うツアー登山の安全確保について（平成22年3月31日付観観産第628号）」（別添）により、ツアー登山を実施している旅行者に対し、「ツアー登山運行ガイドライン」等の遵守、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等の総点検を行うこと等について通知してきたところである。

昨年11月3日に発生した中国万里の長城付近における遭難事故、及び同年12月18日にとりまとめた「トムラウシ山遭難事故後対応の検証について（最終報告）」等を踏まえ、ツアー登山の安全確保に向けた対応策について（一社）日本旅行業協会及び（社）全国旅行業協会と検討を進めてきたところであるが、今般、両協会が作成する「ツアー登山運行ガイドライン」が改訂されたこと等を踏まえ、別紙のとおり、両協会に対し対応及び傘下会員に対する指導方要請したので、両協会非加盟の第2種旅行者及び第3種旅行者に対し周知を徹底するよう、よろしく取り計らわれたい。





別添

観産第628号
平成22年3月31日

各都道府県観光担当部長 殿

観光庁観光産業課長



旅行者が行うツアー登山の安全確保について

昨年7月16日、北海道トムラウシ山において、旅行者が実施したツアー登山に参加した旅行者7名と山岳ガイド1名が死亡する遭難事故が発生しました。

事故の原因やツアーを実施した旅行会社及び同行した山岳ガイドに関する刑法上の責任等については現在北海道警察において捜査中と聞いておりますが、(社)日本山岳ガイド協会では「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置する等、同種の遭難事故再発防止、及び登山の安全対策を提言することを目的とした独自の調査も行われており、観光庁においても旅行業、山岳ガイド団体、ツアー登山を多く受け入れる地方公共団体、学識経験者による「ツアー登山安全対策連絡会議」を設置し、ツアー登山の安全対策について検討を行ってきたところです。

「ツアー登山安全対策連絡会議」での議論や、先日公表された上記特別委員会の調査報告書に記載されている指摘も踏まえ、ツアー登山を実施しているすべての旅行者に対し、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等について総点検を行い、確認の結果改善すべき事項があった場合は速やかに改善すること、及びツアー登山に参加する旅行者に対して、ツアー登山に参加する場合の注意点等について周知を図ることとしました。

つきましては、別添のとおり(社)日本旅行業協会会長及び(社)全国旅行業協会会長に対し、会員の旅行者に対して、周知徹底されるよう依頼したところですが、貴都道府県におかれましても両旅行業協会非加盟の第2種、第3種旅行者に対して周知徹底されるよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：中井

代表 03-5253-8111

(内線 27309)

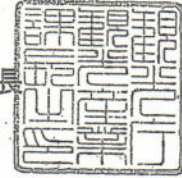
直通 03-5253-8329



観産第628号
平成22年3月31日

(社) 日本旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



旅行業者が行うツアー登山の安全確保について

昨年7月16日、北海道トムラウシ山において、旅行業者が実施したツアー登山に参加した旅行者7名と山岳ガイド1名が死亡する遭難事故が発生しました。

事故の原因やツアーを実施した旅行会社及び同行した山岳ガイドに関する刑法上の責任等については現在北海道警察において捜査中と聞いておりますが、(社)日本山岳ガイド協会では「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置する等、同種の遭難事故再発防止、及び登山の安全対策を提言することを目的とした独自の調査も行われており、観光庁においても旅行業、山岳ガイド団体、ツアー登山を多く受け入れる地方公共団体、学識経験者による「ツアー登山安全対策連絡会議」を設置し、ツアー登山の安全対策について検討を行ってきたところです。

「ツアー登山安全対策連絡会議」での議論や、先日公表された上記特別委員会の調査報告書に記載されている指摘も踏まえ、ツアー登山を実施しているすべての旅行業者に対し、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等について総点検を行い、確認の結果改善すべき事項があった場合は速やかに改善すること、及びツアー登山に参加する旅行者に対して、ツアー登山に参加する場合の注意点等について周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員の旅行業者に対して、別紙について周知徹底されるよう、よろしく願いいたします。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：中井

代表 03-5253-8111

(内線 27309)

直通 03-5253-8329



観観産第628号

平成22年3月31日

(社) 全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



旅行業者が行うツアー登山の安全確保について

昨年7月16日、北海道トムラウシ山において、旅行業者が実施したツアー登山に参加した旅行者7名と山岳ガイド1名が死亡する遭難事故が発生しました。

事故の原因やツアーを実施した旅行会社及び同行した山岳ガイドに関する刑法上の責任等については現在北海道警察において捜査中と聞いておりますが、(社)日本山岳ガイド協会では「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置する等、同種の遭難事故再発防止、及び登山の安全対策を提言することを目的とした独自の調査も行われており、観光庁においても旅行業、山岳ガイド団体、ツアー登山を多く受け入れる地方公共団体、学識経験者による「ツアー登山安全対策連絡会議」を設置し、ツアー登山の安全対策について検討を行ってきたところです。

「ツアー登山安全対策連絡会議」での議論や、先日公表された上記特別委員会の調査報告書に記載されている指摘も踏まえ、ツアー登山を実施しているすべての旅行業者に対し、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等について総点検を行い、確認の結果改善すべき事項があった場合は速やかに改善すること、及びツアー登山に参加する旅行者に対して、ツアー登山に参加する場合の注意点等について周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員の旅行業者に対して、別紙について周知徹底されるよう、よろしく願いいたします。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：中井

代表 03-5253-8111

(内線 27309)

直通 03-5253-8329

1. ツアー登山の企画内容等の確認及び旅行業者の実施体制・管理体制の確認

(1) 「ツアー登山運行ガイドライン」等の遵守

- ① ツアー登山を行う旅行業者は「ツアー登山運行ガイドライン」及び関係法令や関係官署からの指導等を遵守し安全確保に努めること。
- ② 緊急時には適切な対応を行えるよう、従業員やツアーに同行するガイドに対する研修等を通じて必要な情報提供や情報の共有を図ること。

(2) ツアー登山の企画内容の点検と確認

- ① 実施を予定するすべてのツアーについて、登山道、山小屋等の利用予定施設、避難ルート、緊急時の連絡手段の確保、必要な装備品の内容等について点検・確認を行うこと。
- ② 点検を行うにあたっては現地確認を基本としつつ、あわせて関係機関等からの情報収集を行うこと。
- ③ 一時避難を目的にした公共施設として登山者に開放されている避難小屋の利用にあたっては、施設の性格に配慮し、設置者の指示に従うこと。
- ④ 点検の結果、ツアーの日程・行程等に問題があると認められる場合は、募集前に改善を行うこと。

(3) 登山ツアーの実施にあたって

- ① 参加者募集にあたって使用するパンフレット等の記載にあたっては、旅行業法に規定する内容に加え、各ツアーごとに技術的・体力的な難易度、行程中の所要時間、必要な装備品等について具体的に記載すること。
- ② 夏山でも低体温症の危険があること等、目的地の特性に応じた危険情報を周知すること。
- ③ 社員以外の山岳ガイドが同行する場合には、保有する資格、登山に関する知識や技術、目的地でのガイド経験等について事前に把握し、目的地の特性に応じたガイドを選定すること。

(4) 登山ツアーの管理体制について

- ① 天候悪化等に伴う危険回避のための判断基準、添乗員（＝旅程管理者、以下同じ）や山岳ガイド等の引率者がいる場合の指揮命令系統・役割分担等について定めること等により、引率者が安全性を優先した判断を行うよう徹底すること。
- ② 緊急時の連絡や代替サービスの手配を円滑に行うために、ツアーごとに担当の営業所を定めること等により支援体制を整えること。

2. 旅行者への意識啓発

ツアー登山の安全を確保するためには、ツアー登山を企画・実施する旅行業者の意識を高め、ツアー登山の実施体制・管理体制を徹底させるのはもちろんであるが、旅行者の意識啓発の必要性も指摘されているところである。

については、登山ツアーに参加する旅行者に対し、別添によりツアー登山に参加する場合の注意点等について事前の周知に努めること。

「ツアー登山」を安全に楽しむために

平成22年3月
観光庁

どんなに気を付けていても、登山では、登山道での転倒や滑落といった不慮の事故や急な気象の変化等による遭難事故に巻き込まれることがあります。それらの危険を回避するためにも、以下の事項を守りましょう。

1. 「ツアー登山」とは？

「ツアー登山」とは、登山をはじめトレッキング、ハイキング等を目的とした旅行をいいます。

「ツアー登山」を募集できるのは、観光庁長官または都道府県知事による登録を受けた旅行業者です。契約に際しては、営業所に掲示する『旅行業登録票』や旅行のパンフレットで登録番号を確認しましょう。

2. 旅行の目的地や日程・行程等ツアーの内容を確認しましょう

標高の高い山では天候や気温が急に変化することがあります。

契約に際しては、コースの難易度、登山道の状況や歩行時間等、自分の体力や経験にあった無理のないものを選んで下さい。

また、ご不明の点等は契約の前に、旅行を企画・実施する旅行業者にお問い合わせ下さい。

3. 必要な装備を確認しましょう

目的地に応じて旅行業者がお知らせする「装備品」を必ず確認し、忘れずに持参して下さい。

4. 健康・体調の管理に努めましょう

出発日が決まったら、健康管理や体調管理に努め、日々のトレーニングも欠かさないようにしましょう。

また、出発後であっても、登山に先立ち、体調に不良や不調を感じた場合には、速やかに添乗員や山岳ガイド等の引率者に申し出て下さい。

5. 引率者の決定には協力しましょう

「ツアー登山」は団体行動が基本です。

添乗員や山岳ガイド等の引率者は、安全確保や危険回避のために、登山の中止や途中下山を含めた判断・決定を行う場合があります。

個人の意見や希望を主張しすぎて、団体行動を乱すことのないよう協力して下さい。

6. 傷害保険に加入しましょう

「ツアー登山」の参加にあたっては、登山中の事故や捜索・救助にも対応した旅行傷害保険の加入をお勧めします。

詳しくは旅行業者に問い合わせましょう。



(一社) 日本旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



ツアー登山の安全確保について

ツアー登山の安全確保については、「旅行会社が行うツアー登山の安全確保について（平成22年3月31日付観観産第628号）」（別添）により、ツアー登山を実施している旅行者に対し、「ツアー登山運行ガイドライン」等の遵守、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等の総点検を行うこと等について通知してきたところであり、また、昨年11月3日に発生した中国万里の長城付近における遭難事故、及び同年12月18日にとりまとめた「トムラウシ山遭難事故後対応の検証について（最終報告）」等を踏まえ、「ツアー登山運行ガイドライン」の改訂を含め、ツアー登山の安全確保に向けた対応策について貴協会と検討を進めてきたところであるが、改訂後の「ツアー登山運行ガイドライン」の内容等を踏まえ、貴協会において下記事項について適切に対応するとともに、貴協会傘下会員への周知指導を徹底し、ツアー登山の安全確保に万全を期されたい。

記

1. 改訂後の「ツアー登山運行ガイドライン」の内容等を踏まえた指導等について

改訂後の「ツアー登山運行ガイドライン」の内容等を踏まえ、ツアー登山の安全確保のため、関係法令や関係官署からの指導等の遵守を改めて徹底するとともに、「ツアー登山運行ガイドライン」の遵守について、貴協会傘下会員への周知及び指導を徹底されたい。

また、「ツアー登山運行ガイドライン」の内容のうち、特に下記事項については、確実に実施するよう、併せて貴協会傘下会員への指導を徹底されたい。

- ① ツアー登山の企画に当たっては、十分な情報収集を行うこと。ツアーの下見を現地ランドオペレーターのスタッフ等が実施する場合であっても、下見の方法やその結果について自社として十分に把握すること。
- ② ツアー登山の実施に当たって携帯電話、無線通信機等を携行することが望ましいが、これらが使用出来ない区域で、速やかに外部と連絡ができない場合であっても、参加者の安全が確保されるよう、必要な準備を行うこと。

- ③ ツアー登山の引率者は、参加者の登山の技量（旅行出発前に把握していたものだけでなく、ツアー開始後の様子も踏まえて判断すること）、当日の参加者の体調、装備の状況、天候等の状況を総合的に勘案して、参加者の安全を確保するため、出発を取り止める、引き返す等の適切な行程の変更を含め、旅程の管理に必要な措置を行うこと。

2. ツアー登山実施マニュアルの整備の徹底について

「ツアー登山運行ガイドライン」の改訂を踏まえ、貴協会傘下会員に対し、各社ごとのツアー登山実施マニュアルの整備を徹底させ、ガイドラインと同じ内容の場合であっても、自社のマニュアルとして改めて位置付けるよう指導を行うこと。併せて、当該マニュアルに改訂後の「ツアー登山運行ガイドライン」の内容を反映させるよう指導すること。

3. 安全確保策の実施状況を記録する仕組みの導入について

ツアー登山の安全確保のための取組実施状況を貴協会傘下会員が記録するための仕組みの導入について、傘下会員に周知及び指導すること。

4. 自主的な評価点検のための仕組みの導入について

ツアー登山の安全確保に向けた取組に関する、自主的な評価点検のための仕組みの導入について、傘下会員に周知及び指導すること。

5. 添乗員等の資質の向上について

貴協会において、旅行業務取扱管理者やツアー登山に同行する添乗員を対象とした、気象、低体温症等に関するセミナーを適切に実施、充実させること。また、ツアー登山に同行する添乗員を対象とした研修制度の実施に向けた検討を行うこと。

以上

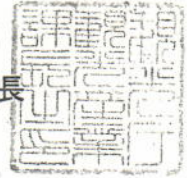


観 観 産 第 4 9 5 号

平成 2 5 年 2 月 2 7 日

(社) 全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



ツアー登山の安全確保について

ツアー登山の安全確保については、「旅行会社が行うツアー登山の安全確保について（平成22年3月31日付観観産第628号）」（別添）により、ツアー登山を実施している旅行者に対し、「ツアー登山運行ガイドライン」等の遵守、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等の総点検を行うこと等について通知してきたところであり、また、昨年11月3日に発生した中国万里の長城付近における遭難事故、及び同年12月18日にとりまとめた「トムラウシ山遭難事故後対応の検証について（最終報告）」等を踏まえ、「ツアー登山運行ガイドライン」の改訂を含め、ツアー登山の安全確保に向けた対応策について貴協会と検討を進めてきたところであるが、改訂後の「ツアー登山運行ガイドライン」の内容等を踏まえ、貴協会において下記事項について適切に対応するとともに、貴協会傘下会員への周知指導を徹底し、ツアー登山の安全確保に万全を期されたい。

記

1. 改訂後の「ツアー登山運行ガイドライン」の内容等を踏まえた指導等について

改訂後の「ツアー登山運行ガイドライン」の内容等を踏まえ、ツアー登山の安全確保のため、関係法令や関係官署からの指導等の遵守を改めて徹底するとともに、「ツアー登山運行ガイドライン」の遵守について、貴協会傘下会員への周知及び指導を徹底されたい。

また、「ツアー登山運行ガイドライン」の内容のうち、特に下記事項については、確実に実施するよう、併せて貴協会傘下会員への指導を徹底されたい。

- ① ツアー登山の企画に当たっては、十分な情報収集を行うこと。ツアーの下見を現地ランドオペレーターのスタッフ等が実施する場合であっても、下見の方法やその結果について自社として十分に把握すること。
- ② ツアー登山の実施に当たって携帯電話、無線通信機等を携行することが望ましいが、これらが使用出来ない区域で、速やかに外部と連絡ができない場合であっても、参加者の安全が確保されるよう、必要な準備を行うこと。

③ ツアー登山の引率者は、参加者の登山の技量（旅行出発前に把握していたものだけでなく、ツアー開始後の様子も踏まえて判断すること）、当日の参加者の体調、装備の状況、天候等の状況を総合的に勘案して、参加者の安全を確保するため、出発を取り止める、引き返す等の適切な行程の変更を含め、旅程の管理に必要な措置を行うこと。

2. ツアー登山実施マニュアルの整備の徹底について

「ツアー登山運行ガイドライン」の改訂を踏まえ、貴協会傘下会員に対し、各社ごとのツアー登山実施マニュアルの整備を徹底させ、ガイドラインと同じ内容の場合であっても、自社のマニュアルとして改めて位置付けるよう指導を行うこと。併せて、当該マニュアルに改訂後の「ツアー登山運行ガイドライン」の内容を反映させるよう指導すること。

3. 安全確保策の実施状況を記録する仕組みの導入について

ツアー登山の安全確保のための取組実施状況を貴協会傘下会員が記録するための仕組みの導入について、傘下会員に周知及び指導すること。

4. 自主的な評価点検のための仕組みの導入について

ツアー登山の安全確保に向けた取組に関する、自主的な評価点検のための仕組みの導入について、傘下会員に周知及び指導すること。

5. 添乗員等の資質の向上について

貴協会において、旅行業務取扱管理者やツアー登山に同行する添乗員を対象とした、気象、低体温症等に関するセミナーを適切に実施、充実させること。また、ツアー登山に同行する添乗員を対象とした研修制度の実施に向けた検討を行うこと。

以上